

10 土地改良施設の管理事業関係

(1) 土地改良事業により造成した施設の管理に関する 助成事業には、どんな種類がありますか。

事業の目的、種類

国及び県営・団体営事業により造成した土地改良施設について、その機能を十分に発揮し、効率的な運用を図るための事業です。

維持管理に関する助成制度	└ 公的管理	└ 国直轄管理事業（羽鳥ダム）
		└ 国営造成施設県管理費補助事業
		└ 基幹水利施設管理事業
		└ 日中ダム管理事業
		└ 県有土地改良施設等管理事業
	└ 公的支援	└ 国営造成水利施設管理強化事業
	└ 修繕、整備	└ 土地改良施設維持管理適正化事業
		※この他、施設規模・受益面積に応じて 水利施設保全事業等が活用可能

公的管理・管理技術向上に関する事業

事業名	採択要件			負担区分（％）		
	造成区分	事業主体	対象施設	国	県	地元
国直轄管理事業	国営	国	羽鳥ダム	77.5	11.25	11.25

10 土地改良施設の管理事業関係

国営造成施設 県管理費補助事業			国営	県	大柿ダム	40	30	30
基幹水利施設 管理事業			国営	県・ 市町村	ダム、頭首工、用 排水機場	(10/30) 30	(9/30) 30	(11/30) 40
日中ダム管理事業			国営	県	日中ダム	(0) 10/30	(50) 9/30	(50) 11/30
県有土地改良施設 等管理事業			県営	県	県土地改良施設条 例に定める防災施 設及び一定基準を 満たす農業用利水 ダム	0	50	50
				※市町 村等へ 管理委 託	海岸保全施設	0	100	0
国営 造成 水利 施設 管理 強化 事業	一般型		国営及び 付帯県営	県・ 市町村	ダム、頭首工、用 排水機場、用排水 路等	50	25	25
	連携 管理型		水土里ビジョン に位置付ける国 営及び負担県営				事業実施時に 設定	
	特 別 型	流域治 水対策	県・団体営等		流域治水計画に位 置付けられた農業 水利施設		事業実施時に 設定	
		渇水・高 温対策			渇水・高温対策に取 組む農業水利施設			
		特定外 来生物 対策			一般型及び連携管 理保全型の対象施 設と同一水系の農 業水利施設			

※ 基幹水利施設管理事業（ ）内は、治水協定ダムの場合の負担率

※ 日中ダム管理事業（ ）内は、管理費における基幹水利施設管理事業対象外経費に係る負担率

(2) 国直轄管理事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

国営土地改良事業によって造成されたダム、頭首工であって、治水及び利水等について、高度の公共性を有するもののうち、施設の管理による利害が2県以上にわたる等の理由により、国の直轄管理が適切と認められるものについて行う事業です。

事業の内容

国の事業による施設の管理及び修繕工事です。

採択要件及び対象施設

1 対象施設

国営土地改良事業により造成されたダム又は頭首工であること。

2 採択要件

下記の条件を具備しているもの。

- (1) 異常降雨等による緊急の事態に際して治水上高度の技術的配慮を必要とすると認められるか、又は当該施設の利用が他種水利と密接な関連を有し、農業と他産業の間で水利、費用等の調整を必要とすると認められること。
- (2) 当該施設又はその操作による利害が2都府県以上にわたること。

事業主体

国（農林水産省）

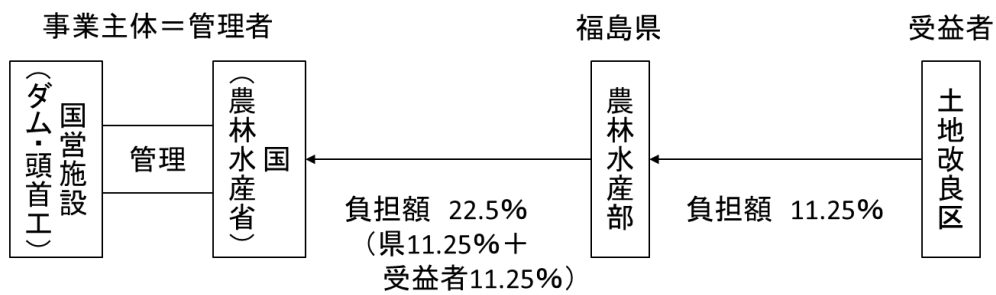
実施施設

羽鳥ダム

事業費負担区分

国	県	地元
77.5%	11.25%	11.25%

仕組み



(3) 国営造成施設県管理費補助事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

国営土地改良事業により造成した施設のうち、その規模及び当該事業に係る受益面積が他の同種のものに比べて著しく大きく、かつ、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼす等、一定の要件に該当する施設について、県が国から施設の管理を受託して行う事業です。

事業の内容

県が国（農林水産省）から管理を受託して行う国営造成施設の管理です。

採択要件及び対象施設

施設の区分	採択要件	
ダム 頭首工	設計洪水量	700m ³ /s 以上
	洪水吐ゲート	3 門以上
	関係受益面積	3,000ha 以上
	非農用地	20%以上
排水機場	排水機（1 機場）	口径 1,500mm 以上 5 台以上
	設置又は、排水能力において同程度のもの	
	関係受益面積	3,000ha 以上
	非農用地	20%以上
防潮水門	年間利用水量	4,000m ³ 以上
	又は満水面積	1,000ha 以上
	年間通水量	
	又は流域面積	
	受益面積	
	非農用地	

事業主体

福島県

実施施設

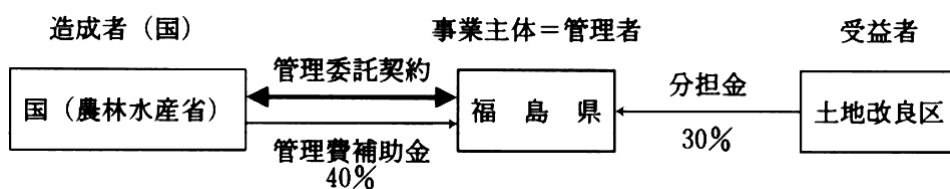
大柿ダム

事業費負担区分

国	県	地元
40%	30%	30%

(原発事故に伴う被災12市町村内にある施設は、福島再生加速化交付金を活用した営農再開支援水利施設等保全事業により、管理費を定額補助しています。)

仕組み



(4) 基幹水利施設管理事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

- 1 農業水利施設は農業生産基盤の中核を成す重要な施設であり、地域農業の展開を図る上でも、施設の適切な管理による的確な用排水管理が強く望まれています。また、農業水利施設は、環境、防災、国土保全等に資する機能を果たすなど、社会経済情勢の変化に伴って、その公共性・公益性は益々高まってきており、この面からも施設機能の適切な管理が望まれています。
- 2 このため、都道府県、市町村及び土地改良区が一体となって農業水利施設の管理を強化する方策を講じるとともに、大規模で公共性の高い施設のうち市町村等が管理するものについては、その適切管理に要する費用に補助する事業として、地域農業の確立及び農村地域の振興に資するものとしします。

事業の内容

地域に存する一連の基幹水利施設について、都道府県、市町村及び土地改良区等が協議会を設けて基幹水利施設管理強化計画を策定し、これに基づいて市町村等が土地改良区と連携をとりつつ施設のもつ農業用排水の安定、農村地域の防災・環境保全等の機能を強化した管理事業を実施します。

採択要件及び対象施設

管理事業は、基幹水利施設であって、次の各号に掲げるすべての要件に該当するもの（これと一体的に管理する必要のある施設を含む。）を管理の対象とし、かつ、非農地率がおおむね 10 パーセント以上であるものとする。

10 土地改良施設の管理事業関係

- (1) 農林水産大臣により管理を委託されたものであること。
- (2) 一施設ごとに受益面積がおおむね 1,000 ヘクタール（畑を受益地とするものにあつては、300 ヘクタール）以上であること。
- (3) 別表 1 (下表) に定める施設の規模等に係る要件に該当するものであること。

(別表 1)

施設の区分	施設の規模等に係る要件
ダム	設計洪水量がおおむね 300m ³ /s 以上、または、貯水容量がおおむね 2,500 千 m ³ 以上であること。
頭首工	下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね 300m ³ /s 以上であること。 (2) ゲートを 1 門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね 1.0m ³ /s 以上であること。
用水機場	最大取水量がおおむね 1.0m ³ /s 以上であること。
排水機場	排水機の総口径がおおむね 3,000mm 以上であること。
排水樋門 (排水分水ゲート含む)	計画通水量がおおむね 15m ³ /s 以上であること。

・事業の申請

都道府県知事は、事業を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の 12 月 20 日までに、土地改良事業計画概要書及び第 5 の採択基準に係る事項を記載した書面並びに強化計画を添付した事業採択申請書を施設ごとに市町村の行う事業にあつては地方農政局長（北海道にあつては構造改善局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に、都道府県の行う事業にあつては地方農政局長を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

事業主体

県・市町村等

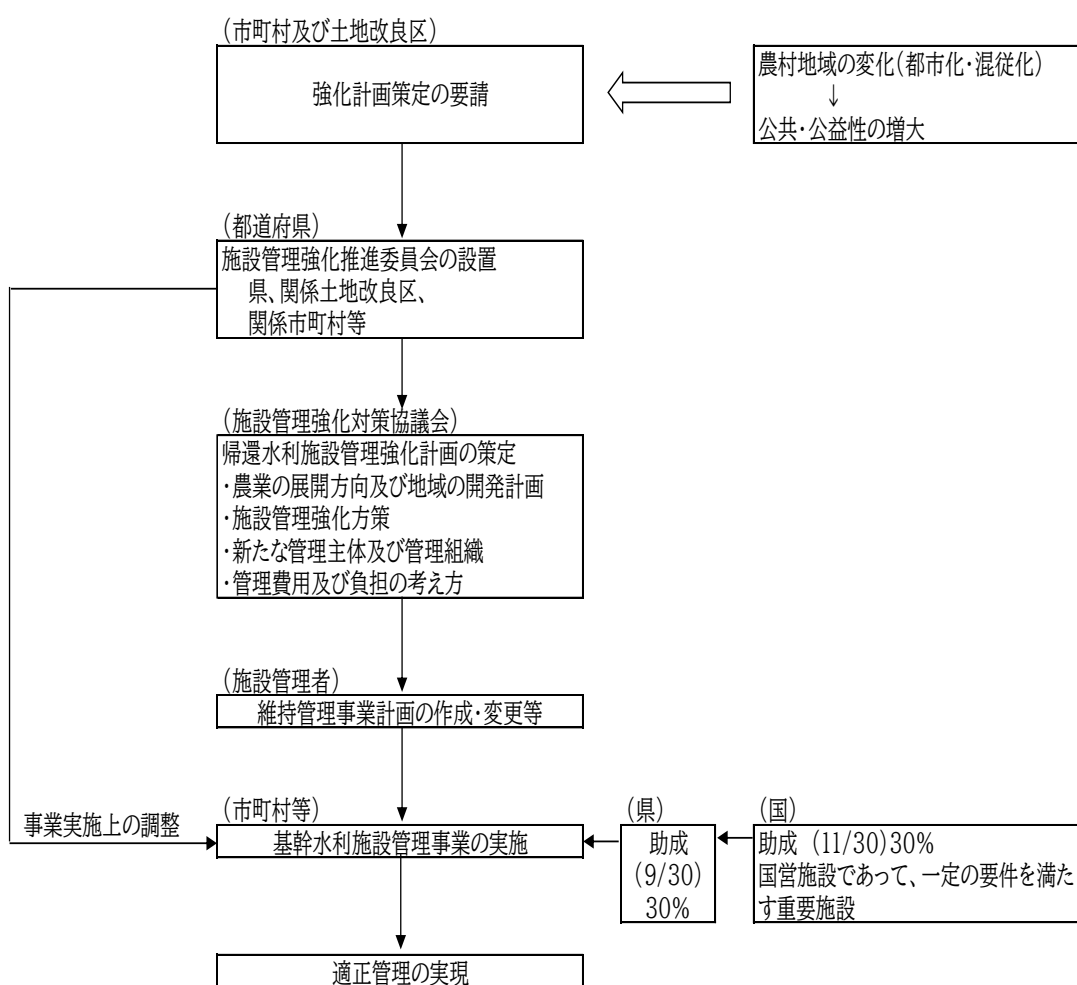
事業費負担区分

基幹水利施設管理事業		
国	県	地元
(10/30)	(9/30)	(11/30)
30%	30%	40%

上段（ ）は、治水協定ダムの場合

(原発事故に伴う被災12市町村内にある施設は、福島再生加速化交付金を活用した営農再開支援水利施設等保全事業により、管理費を定額補助しています。)

仕組み



(5) 国営造成水利施設管理強化事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

農業水利施設は、農業用水の供給、農地排水等の機能だけでなく、国土の保全、水源のかん養などの多面的機能を有していますが、集中豪雨の激甚化・頻発化によって、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められています。

このため、施設管理者に対して、農業水利施設の役割に応じた支援を行うことで農業水利施設の有する多面的機能の発揮を図ります。

事業の内容

1. 一般型

水利管理強化計画に基づき土地改良区及び土地改良区連合又は市町村が管理する国営及び国営附帯県営造成施設の維持管理を支援します。

(1) 土地改良区等が管理する施設の多面的機能の発揮に応じた費用

維持管理費×0.6/1.6 相当額を上限（(2)の費用を除く）

(2) 治水協定ダムの洪水調整機能強化の発揮等に対応した費用

維持管理費×0.75/1.75 相当額を上限

(3) その他

整備補修に要する費用（定額）

2. 連携保全型

連携管理保全計画（通称「水土里ビジョン」）及び水利施設管理強化計画に基づき、土地改良区等が管理する国営造成施設等の維持管理に対して支援します。

(1) 連携管理保全計画及び管理強化計画に位置付けられた施設の維持管理費

(2) 連携管理保全計画及び管理強化計画に位置付けられた施設の整備補修に要する費用

3. 特別型

(1) 流域治水対策

流域治水計画に位置付けられた農業水利施設（一般型の施設を除く）の流域治水に係る以下の取組を支援します。

ア 流域治水の推進のための管理体制の構築等に係る取組

イ 治水協定ダム の事前放流、農業用ため池の低水位管理、農業水利施設を活用した事前排水等の流域治水の取組

(2) 渇水・高温対策

渇水・高温対策計画に位置付けられた農業水利施設（一般型の施設を除く）の渇水・高温対策に係る以下の取組を支援します。

ア 渇水・高温対策のための管理体制の構築等に係る取組

イ 渇水・高温対策のための用水対策（BCP の策定、井戸の設置、応急ポンプの設置・運転等、高温対策のための深水、昼間湛水・夜間落水、飽水等の水管理等）の取組

(3) 特定外来生物対策

特定外来生物対策計画に位置付けられた国営造成施設及び国営造成施設等と同一水系に位置する農業水利施設の特定外来生物対策に係る以下の取組を支援します。

ア 特定外来生物対策の管理体制の構築等に係る取組

イ 特定外来生物対策（資機材の調達、設置、運転、特定外来生物の駆除・運搬等）に要する費用（特定外来生物の最終処分に要する費用は除く）。

事業主体

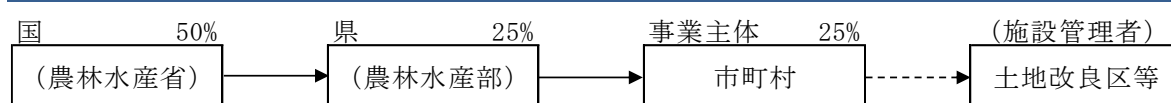
県・市町村

事業費負担区分

水利施設管理強化事業（一般型）		
国	県	地元
50%	25%	25%

※特別型については、事業実施時に設定します。

仕組み



※特別型の負担区分は、事業実施時に設定します。

（６）県有土地改良施設等管理事業の仕組みを教えてください。

県営土地改良事業により造成した施設は、市町村等が譲与を受けて自主管理することになりますが、特に公的な性格を有する施設については、福島県が所有したまま県による直接管理や市町村等に対する管理委託により管理を実施しています。県有土地改良施設等管理事業の対象となる施設は、県有の防災関係施設、海岸保全施設及び農業用利水ダムで、その種類に応じ、次のとおり管理費の一部を負担しています。

なお、原発事故に伴う被災１２市町村内にある施設の一部は、福島再生加速化交付金を活用した営農再開支援水利施設等保全事業により、管理費を定額補助しています。

防災施設管理事業

1 事業の目的

県営土地改良事業により造成した施設のうち、防災等公共性の強い施設について、市町村等に管理を委託し、適切な管理により施設の効用を維持するとともに、農地保全等を図る事業です。

2 事業の内容

施設の管理受託者に対し管理費用の一部を委託料として支出します。

3 採択要件及び対象施設

福島県土地改良施設条例に定める防災施設です。

4 事業主体

県 ※市町村等へ管理委託

10 土地改良施設の管理事業関係

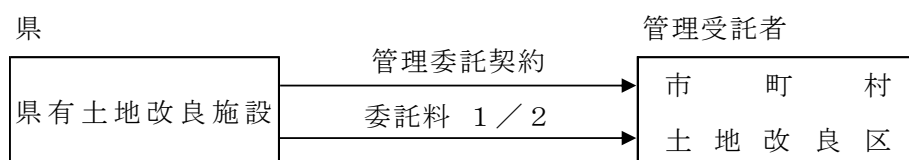
5 実施施設

防災ダム	3 施設	大笹生ダム	他 2
湛水防除	5 施設	大沢排水機場	他 4
干拓地排水	1 施設	八沢浦排水機場	

6 事業費負担区分

	県	管理受託者
管理費	50%	50%

7 仕組み



海岸保全施設管理事業

1 事業の目的

農林水産省（農村振興局）所管の海岸保全区域内に指定された知事が管理すべき海岸保全施設の一部を市町村等に管理委託し、施設の適切な維持管理を図るとともに、津波、高波、波浪等による災害を防止し、農地等の保全を図る事業です。

2 事業の内容

施設の管理受託者に対し管理費用を委託料として支出します。

3 採択要件及び対象施設

海岸保全区域内に造成された防潮樋門等です。

4 事業主体

県 ※市町村等へ管理委託

10 土地改良施設の管理事業関係

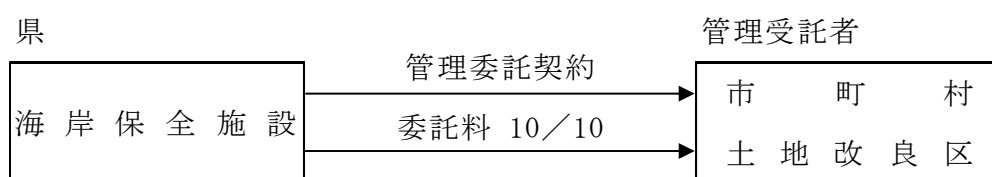
5 実施施設

海岸保全施設 6 施設 北海老 他 5

6 事業費負担区分

	県	管理受託者
管理費	100%	0%

7 仕組み



県営造成基幹水利施設管理事業

1 事業の目的

県所有の農業用利水ダムと付帯施設について、適切管理を行い、施設機能を持続的に発揮させ、災害、事故等を未然に防止する事業です。

2 事業の内容

施設の管理受託者に対し人件費を除く管理費用の一部を委託料として支出します。

3 採択要件及び対象施設

福島県土地改良施設条例に定める施設のうち、施設の規模と管理経費等が一定の基準以上の県所有の農業用利水ダムです。

4 事業主体

県 ※市町村へ管理委託

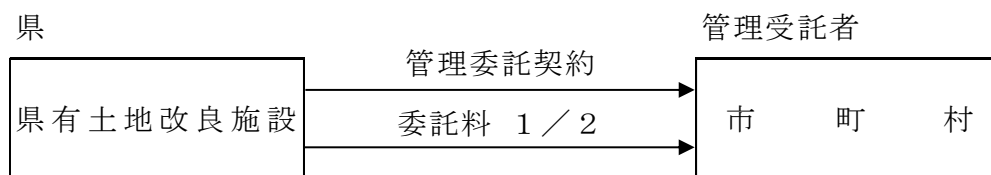
5 実施施設

農業用利水ダム 5 施設 松ヶ房ダム 他 4

6 事業費負担区分

	県	管理受託者
管理費	50%	50%

7 仕組み



鶴沼川防災ダム県管理事業

1 事業の目的

県所有の栃沢・宮川・二岐ダムについて、国営造成の新宮川ダムとの一体管理を行うために県が直接管理を行います。

2 事業の内容

県が関係町村から管理費の一部負担を得て直接管理を行いますが、業務の一部について、会津宮川土地改良区に操作委託をします。

3 事業主体

県

4 実施施設

栃沢ダム・宮川ダム・二岐ダム

5 事業費負担区分

	県	関係市町村
管理費	50%	50%

(7) 日中ダム管理事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

国営会津北部農業水利事業ほか3者共同事業で造成された多目的機能を有する日中ダムは、その公共性・公益性から河川管理者が一元的に管理しています。県は、農業用水分の持ち分を国から管理受託することにより、施設の適切な管理を行い、もって農業経営の安定と農村地域の振興を図っています。

事業内容

国営事業により造成された日中ダムの農業用水分の管理経費の一部を県が負担し、施設の適切な管理を推進します。なお、平成8年度より当該経費に基幹水利施設管理事業が導入され、受益者の負担が軽減されました。

事業主体

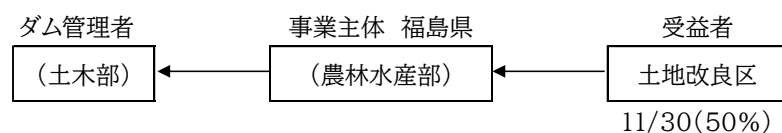
福島県（農林水産部）

事業費負担区

国	県	土地改良区
10/30 (0%)	9/30 (50%)	11/30 (50%)

() 内は、管理費における基幹水利施設管理事業対象外経費に係る負担率

仕組み



(8) 土地改良施設維持管理適正化事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

農業が、農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、土地改良施設を適切に保全管理していくことが重要です。また、自然災害の激甚化・頻発化、気候変動、農業者の減少の加速といった現下の課題に対応した土地改良施設の整備を推進することが求められています。

このため、土地改良区等による施設の補修・整備のための資金を造成し、この資金を利用して次に掲げる事業を実施し、高い意識の下での土地改良施設の適切な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化、脱炭素及び ICT の有効活用に資することを目的としています。

本事業には次の2種類の事業があります。

整備補修事業（一般型、連携管理保全型）

土地改良施設の機能保持、耐用年数の確保のために必要な整備補修、修繕、一部更新等を行います。

1 採択基準

【各タイプ共通】

- (1) 県土連が行う管理指導事業の対象となっている農業水利施設で、管理指導事業の結果、必要と認められた整備補修であること。
- (2) 団体営土地改良事業規模以上の事業で造成された施設であること。
- (3) 概ね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除く。（施設の一部更新を実施する場合を含む。）

【一般型】

- (1) 1地区（1施設）当たりの事業費が200万円以上であること。

【連携管理保全型】 ※通称「水土里ビジョン型」

10 土地改良施設の管理事業関係

(1) 財政融資資金を活用し、連携管理保全計画（通称「水土里ビジョン」）に位置付ける施設であること。

(2) 1地区（1施設）当たりの事業費が100万円以上であること。

2 事業主体

【一般型】

市町村、土地改良区 等

【連携管理保全型】 ※通称「水土里ビジョン型」

土地改良区、土地改良区連合

3 補助率

【一般型】

国 30%、県 30%、事業主体 40%

【連携管理保全型】 ※通称「水土里ビジョン型」

国 40%、県 30%、事業主体 30%

4 留意事項

【各タイプ共通】

(1) 整備補修事業に加入した事業主体は、事業費の30%の額を5年間均等に県土連に対し拠出します。

$$P = A \times 0.3 / 5 \text{ 年}$$

P = 毎年度の土地改良区等の拠出金、A = 整備補修事業の事業費

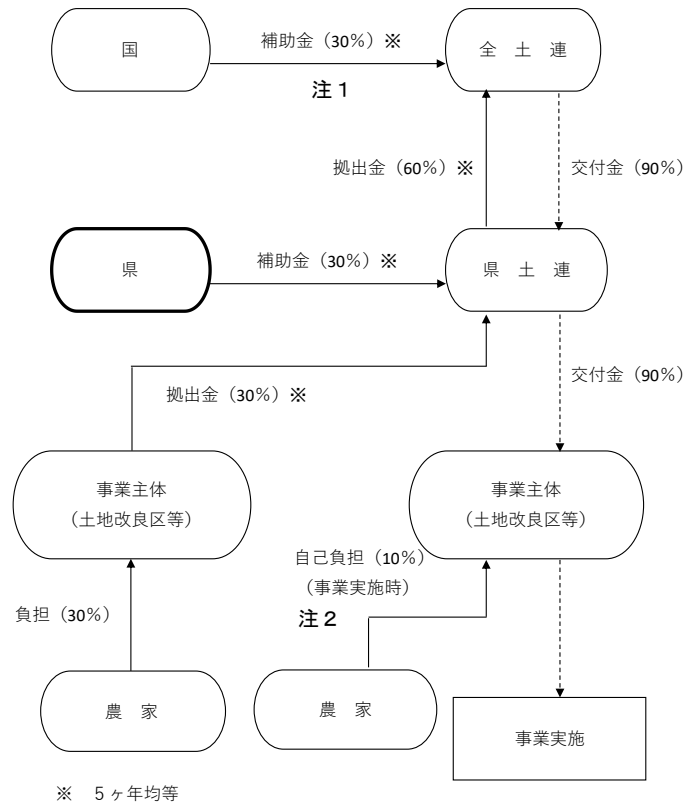
(2) 事業主体は、整備補修を一期5年間のうち、いずれかの年に、事業を実施します。

【一般型】

(1) 事業実施に当たっては、事業費の90%の交付金を県土連から受け、残り10%を自己負担して事業を実施します。

（※連携管理保全型の交付金は事業費の100%となります。）

5 仕組み



注1 連携管理保全型の場合は補助金が40%となります。

注2 連携管理保全型の場合は自己負担(10%)が不要となります。

6 緊急整備補修の特例

予測し得ない事故等の発生の理由により、緊急に整備補修を実施する必要がある場合は、緊急整備補修として当該年度に実施する特例があります。

防災減災機能等強化事業

農村地域の防災減災、施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を機動的に行うものです。

1 採択基準

1 0 土地改良施設の管理事業関係

- (1) 県土連が行う管理指導事業の対象となっている農業水利施設で、管理指導事業の結果、必要と認められた施設整備であること。
- (2) 団体営土地改良事業規模以上の事業で造成された施設であり、1地区(1施設)当たりの事業費が100万円以上であること。
- (3) 防災減災、省エネ化・再エネ利用、省力化のための施設整備であること。
 - ア 防災重点農業用ため池、用排水施設等の機能の保持又は向上を図ることで、豪雨や地震による農地・農業水利施設や集落、市街地等の被害の防止・軽減に資するもの。
 - イ 用排水機場における省エネルギー技術の導入や部品・機器の交換又は更新、再生可能エネルギー発電施設の整備により、施設管理に係る電力又は燃料の使用抑制に資するもの。
 - ウ 用排水機場、水門等の管理にICTを導入すること等により、施設管理に係る労力の節減に資するもの。

2 事業主体

市町村、土地改良区、水利組合等の認可地縁団体 等

3 補助率

国 50%、県 20%、事業主体 30%

4 留意事項

- (1) 防災減災機能等強化事業に加入した事業主体は、施設整備を原則加入初年度に事業費の全額分の交付金を県土連から受けて実施します。
- (2) 事業主体は、事業費の30%の額と財政融資資金の借入に伴う利息を含めた額を5年間均等に県土連に対し拠出(償還)します。

$$P = (A \times 0.3 + R) / 5 \text{ 年}$$

P = 毎年度の土地改良区等の拠出金、

A = 防災減災機能等強化事業の事業費、 R = 利息

10 土地改良施設の管理事業関係

5 仕組み

